

薬 第 1304 号
平成 30 年 12 月 4 日

公益社団法人茨城県薬剤師会会長 殿

茨城県保健福祉部医療局薬務課長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 8 条の 2 に基づく薬局に関する情報の報告について

このことについて、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 109 号）」及び「「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について」の改正について（平成 29 年 10 月 6 日付け薬生総発第 1006 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）」等により、法第 8 条の 2 に基づく薬局に関する情報（以下「薬局機能情報」という。）の定期的な報告が下記のとおり変更となるので、貴会会員あてお知らせ願います。

なお、変更後の「薬局機能情報記入上の留意点」については、入力画面に掲載を予定しています。

記

1 定期的な報告時期等

従来、毎年 11 月末が報告期限であったが、今後、毎年 12 月 31 日時点の状況を翌年 1 月 31 日までにシステムに入力することにより報告してください。

従前から紙による報告をしていた薬局はその報告方法を認めますが、報告期限は厳守願います。

2 報告事項（既存システムからの新設・変更項目）

- 健康サポート薬局に係る研修を終了した薬剤師の数（新設）
- 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無（新設）
- 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否（新設）
- 医療連携の有無（①②それぞれ記載）（変更）
 - ① プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無
 - ② プロトコルに基づいた薬物治療管理の取組の有無
- 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無（新設）
- 退院時の情報を共有する体制の有無（新設）
- 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無（新設）
- 副作用等に係る報告の実施件数（新設）
- 医療安全対策に係る事業への参加の有無（新設）
- 医療を受ける者の居宅において行う調剤業務の実施件数（新設）
- 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が、地域会議その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数（新設）
- 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数（新設）
- 県独自項目は削除

（参考）*システム改修は平成 30 年 12 月中に完了予定です。

*システム改修による ID・パスワードの変更はありません。